

衛生管理を徹底的に!
感染症対策!
エルビーノなら



有効塩素濃度
35ppm以上

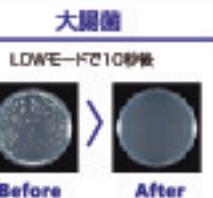
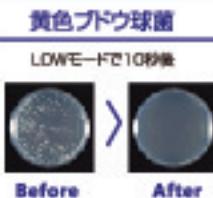
次亜塩素酸水は、特定の原液を電気分解することにより生成される次亜塩素酸(HOCl)を主成分とする水溶液です。次亜塩素酸は強い除菌力を有しており、大腸菌や黄色ブドウ球菌、C型肝炎ウイルス、ミュータンス菌など様々なウイルスに対してとても高い効果があります。また次亜塩素酸ナトリウム(塩素系消毒薬の主成分)では効果の表れにくいカビ類に対してもその効果を発揮します。



Degerming 高い除菌力・消臭力

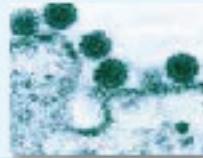
ほとんどすべてのウイルス細菌に効果があります。

ノロウイルスや黄色ブドウ球菌、大腸菌、黒糞の原因菌などのウイルスや細菌をしっかりと除菌します。その除菌力は漂白剤やアルコール消毒と比べても優れていることが実証されています。



■ウシウイルス性下痢症ウイルス不活性化試験 (C型肝炎ウイルス代替)

■C型肝炎ウイルスの感染力を失う不活性化試験には、一般的に細胞内ウイルスと蛋白質を含むウイルスを用います。



NITE(ナイト) [独立行政法人 製品評価技術基盤機構] 令和2年6月26日(金)の報告書によると、次亜塩素酸水有効塩素濃度35ppm以上新型コロナウイルスに対して有効であることが確認されています。

**エルビーノなら Hモードで新型コロナウイルスに有効な
有効塩素濃度**35ppm**以上**の次亜塩素酸水が生成できます。

使い方・活用例



Safety 安心・安全

人と環境にやさしい



次亜塩素酸水は
食品添加物に指定

エルビーノ除菌水は、万が一誤飲してしまっても問題ありません。手荒れの心配もなく、作業する人の健康管理に配慮できます。環境にも優しいので安心して毎日お使い頂けます。

Anywhere 様々な場所に使える

無味無臭で器具・設備も傷めない



味や臭いがほぼ無いため、漂白剤では使用がためらわれた食品のすすぎ洗いから器具の洗浄、施設の清掃、洗濯など様々な場所でお使い頂けます。また水と同じように使えるのでオートクレーブのかけられない素材、インスツルメント等の洗浄、スプレーで空間噴射し室内の除菌消臭材として幅広い用途で安心してお使い頂けます。コロナ対策の他、様々な器具・設備にお使い頂けます。

エルビーノの
ここがおすすめ

4つのPoint

Point1 コンパクト	Point2 用途に合わせたモード	Point3 使いやすい	Point4 低コスト
	<p>320Wx1200x300H (mm)のコンパクト設計。壁掛けもできるので省スペースの設置も可能です。</p>	<p>手洗いに適したLOWモードと器具の流水受け面に適したHIGHモードからお選びいただけます。</p>	<p>2.9円 ※センサー1回あたり</p>

専用原液1本(20L)で
約4,500円の次亜塩素酸水が生成出来ます。



エルビーノ導入のメリット

- センサーに手をかざすだけですぐに流水による洗浄・除菌を同時に進行事が出来る。
- 10秒で自動停止。人によるバラつきがないので確実な除菌が可能。
- 皮膚に近いpH値でお肌にやさしい微酸性。 ●高い除菌性能と広いスペクトル。
- 希釈・調整の必要がない。 ●他の薬剤と比べ低コスト。



製品仕様

外 形 サ イ フ	W320xH360xD200mm(卓上仕様) W320xH300xD120mm(壁掛仕様)
電 源 時 間 量	3.5Kg
電 源	単相 100V/50/60HZ
消費 電 力	最大定格20W 待機時5W
給 水	上下水流速度適合 水 清 0.2~0.75MPa 水 混 5~30°C
生 液 水 有 效 濃 度	L-mode: 28ppm (Lモード) H-mode: 38ppm (#1)
次亜塩素酸水生成量	約40リットル/分(250Pa)
配 水 口 位	水流入口20cm(PF3/4)
通 水 方 式	センサー感知による10/15秒と手干式スイッチによる間諸給水(通水15秒)
後 水 清 槽	換気装置がある場所: 100V電源と排水水設備のある場所
製 造 元	タカラ株式会社 岡山県岡山市井原町661-1

エルビーノ標準価格
1台 ¥450,000 (税込)

エルビーノ標準(専用原液)
標準価格 1ケース ¥18,000 (税込)

この専用原液をエルビーノ本体で電気分解を行い次亜塩素酸水を生成します。
200mlエルビーノ濃度で一般的な濃度L-mode/10秒で、50ml濃度で45秒濃度になります。

厚生労働省 新型コロナ感染症対策の助成金情報

新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行った医療機関・施設・医療ステーション等に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用の補助を行っております。

補助申請額

病院(医科、歯科)	200万円+5万円×病床数
有床診療所(医科、歯科)	200万円
無床診療所(医科、歯科)	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所(医科、歯科)	70万円

補助の対象費用

感染拡大防止対策に要する費用
院内等で感染拡大を防ぐための施設を設けるための診療体制確保に要する費用
(既存から転用している者及び通常の医療提供を行う者に係る人員費は対象外)

事業の詳細はこちら [厚生労働省公式ウェブサイト](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12014.html)

